

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第八章 賃金政策

第二節 職階法の成立

国家公務員法に規定する一般職に属する官職に関する職階制の確立を目的とするいわゆる職階制法案(「国家公務員の職階制に関する法律」)は、四月二七、九日に衆・参両院を通過して成立した。本法案はさきに第六国会に提出された政府原案に、人事院における職務分類、格付は国会に報告するを要するなどの条項を追加した修正案である。

官職の分類の基礎を客観的な職務と責任におき、この原則に基いて職級を決定し格付を行い、もって「公務の民主的且つ能率的な運営を促進する」ことがそのねらいであるが、総体としての労働力の再生産をその最下限において保証する最低賃金制および社会保障制の確立もなしに、むしろ逆にベース・アップを頑強に拒否しつつ、ますますその低賃金政策を貫徹せしめながら、その上に職階制が施行される場合、それは決して額面通りの近代化、民主化ないしは合理化だけを約束するものではありえず、かえって近代的扮装をかりた身分性の再編成をさえ意味するのではないかという危惧もみられ、また原案における人事院の国会に対する独立的権限について修正がほどこされたとはいえ、人事院はこの法律の実施に関して、職階制を実施しその責に任じ、必要な人事院規則を制定しおよび人事院指令を発し、職種および職級を決定し、それらの定義および明細書をそれぞれ作成公表し、官職を格付し官職の職務と責任に関する事項について調査し、その指示に従わず或いは虚偽の報告をしたものは処罰されるなどの職階制の具体的内容についての広汎な権限を保持する点に疑問がもたれた。本法案に対する反対討論はほぼ次のようであった。

成田(社)委員……1、封建的、特権的、身分的官僚制度打破を目的とする本法案のねらいが結果において逆になる。2、職級制の具体的内容を人事院に全部白紙委任状的にまかしてしまう。3、一般職として当然政策決定の職にある次官局長までが本法の適用をうけることは、政党政治の建前からいって反対。4、職階制と給与の結合は身分の分類となり、上下の階級主義が官吏内において強化される。5、罰則がついているがゆきすぎである。よって全面的に反対する。

土橋(共)委員……1、日本の全産業の構造、政治の構造、官庁の機構等を植民地化する端的な現われである。2、広汎な委任立法を人事院に委託するのは憲法違反である。3、日本の全政治状態をファッショ的方向にむける。4、労働者自身が全く機械的となり、人格の尊重、最低生活の保障が全然考えられていない。5日本の官庁機構における天皇制的位階制の復活である。よって全面的に反対する。(「労働週報」五〇年五月二〇日号より)

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
